

滋賀県土地改良事業補助金交付要綱

(昭和 62 年 1 月 30 日付け滋耕第 71 号、滋農村第 32 号)

(最終改正 令和 4 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資するため、土地改良事業等を実施する事業主体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地改良事業等：別表 1 の事業名の欄に掲げる事業をいう。
- (2) 事業主体等：市町、土地改良区（土地改良区連合を含む。）、滋賀県土地改良事業団体連合会、農業協同組合および知事が適当と認める団体をいう。

(事業および補助率等)

第 3 条 前条に規定する土地改良事業等の名称、事業主体等、採択基準および補助率は、別表 1 に定めるところとする。

(補助金交付申請の手続)

第 4 条 規則第 3 条の規定による補助金の交付を申請しようとする事業主体等は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 経費の配分および事業計画の概要（別記様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 3 号）
- (3) 役員名簿
- (4) 実施設計書（別記様式第 4 号）

2 交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める日までとする。

3 事業主体等は、前項の申請書を提出するに当たって、**当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額**（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）**がある場合には、これを減額して申請しなければならない。**

ただし、申請時において、当該補助金に係る**消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は**、この限りでない。

(交付条件)

第 5 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業主体等は、次に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。なお、知事は変更承認申請書によって変更交付申請されたものとみなし、変更交付決定を行う。

ア 土地改良事業等に要する経費の配分の変更（別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 土地改良事業等に要する内容の変更（別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 土地改良事業等を中止し、または廃止しようとする場合

(2) 事業主体等は、土地改良事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難とな

った場合においては、速やかにその理由および土地改良事業等の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。

- (3) 別表 1 に掲げる事業を行う事業主体等のうち、当該事業による受益農地が、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 2 項の規定による工事完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）、また当該公告を行わない事業にあつては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に農地以外の目的に転用される場合であつて、次条に定めるものについては、規則第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定通知で示す単位面積当たりの補助金の額に当該転用の面積を乗じて算出された金額を知事に返還しなければならない。

（転用の場合の返還等）

第 6 条 前条第 1 項第 3 号の規定により補助金を返還させるものは、一般土地改良事業の受益地の転用、受益地の開田等に伴う補助金の返還および特例分担金の徴収措置要領（昭和 46 年 3 月 1 日付滋耕指第 400 号）に定めるものとし、当該規定に従って返還させるものとする。

（状況報告）

第 7 条 事業主体等は、規則第 10 条の規定により補助金の交付決定のあつた年度の 12 月末日現在において事業遂行状況報告書（別記様式第 6 号）および事業遂行状況（別記様式第 7 号）を作成し、当該年度の 1 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

2 第 1 項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（補助事業の完了検査）

第 8 条 事業主体等は、補助事業の内土木工事に該当する事業が完了したときは、滋賀県建設工事検査要領（昭和 58 年 4 月 30 日付滋検第 255 号）を準用して竣工検査を行うものとする。

ただし、事業主体等の工事検査規程で竣工検査を行う場合はこの限りでない。

（実績報告等）

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（別記様式第 8 号）を提出しようとする事業主体等は、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

ただし、災害関連農村生活環境施設災害復旧事業にあつては滋賀県農地農業施設災害復旧事業補助金交付要綱（様式 16）に準ずる様式とする。

(1) 補助事業の成果・経費の配分及び事業計画の概要（別記様式第 2 号実績報告用）

(2) 補助事業の成果（別記様式第 10 号）

(3) 収支精算書（別記様式第 11 号）

(4) 事業完了写真

(5) 出来高設計書（別記様式第 4 号）

2 実績報告書の提出期限は、土地改良事業等の完了の日から起算して 30 日以内、または補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合の提出期限は、補助金の交付決定のあつた年度の翌年度の 5 月 10 日までとする。

3 第 4 条 3 項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たつて、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 4 条 3 項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 12 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(審査および調査等)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書等の審査および現地調査等については、知事が別に定める。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、概算払いにより交付することができる。この場合事業主体等は、補助金概算払請求書(別記様式13号)に事業遂行状況(別記様式第7号)を添えて知事に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第12条 知事は、事業主体等が規則第17条および第18条により返還すべき補助金の全部または一部を納付しない場合においては、その者に対して同種の土地改良事業等について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、また当該補助金と未納額とを相殺することができる。

(交付決定前の着手)

第13条 事業の着手は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、別表1に掲げる事業のうち、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付21農振第2453号)に基づき実施されるもので同要綱第6に定める場合、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号)に基づき実施されるもので同要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号)第10の7に定める場合、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号)に基づき実施されるもので同要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号)別紙5の第10の6に定める場合、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付26農振第2069号)に基づき実施されるもので同要領(平成27年4月9日付26農振第2070号)第8の5に定める場合または土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付29農振第2308号)に基づき実施される場合、棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱(令和2年1月30日付け元農振第2710号)に基づき実施されるもので同要領(令和2年1月30日付け元農振第2711号)第6に定める場合、水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号)に基づき実施されるものにあつては、規則第3条および第4条の規定にかかわらず事業主体等は事前着手申請書(別紙様式第14号)を所管振興事務所に提出し、知事の承認を得て事業着手することができる。

(書類の経由等)

第14条 事業主体等は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄農業農村振興事務所長に提出するものとする。

ただし、滋賀県土地改良事業団体連合会が提出する書類にあつては、この限りではない。

2 所長は、前項の書類を受理したときは、滋賀県地方機関土地改良事業取扱要領(昭和48年3月14日付滋耕指第383号)、滋賀県団体営事業等調査(検査)要領(昭和62年2月28日付滋耕第294号、滋農村第192号)によらねばならない。

3 この要綱に定める書類の提出部数は、別表4に掲げるとおりとする。

(標準処理期間)

第15条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、第3条の規定による申請があつた日から起算して50日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 事業主体等は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく事業変更の申請、第7条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告、第9条4項の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告、第11条の規定に基づく概算払、または第13条の規定に基づく交付決定前着手の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

1 この要綱は、昭和62年1月20日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

2 滋賀県土地改良事業補助金交付要綱（昭和48年滋賀県告示第251号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいてなされた手続きは、この要綱に基づいてなされた手続きとみなす。

4 本要綱は、滋賀県例規より削除される。

附 則

この要綱は、昭和62年7月11日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月9日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年8月2日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年1月10日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月12日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年2月10日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月19日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年9月13日から施行し、平成7年度文の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年11月21日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

ア この要綱は、平成10年5月20日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

イ この要綱の施行前に平成10年4月1日施行分以前の要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づいてなされた手続きは、基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通達）に定める方法により、この要綱に基づいてなされた手続きとみなす。

附 則

この要綱は、平成10年10月8日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

ア この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

イ この要綱の施行前に平成10年10月8日施行分以前の要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づいてなされた手続きは、基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通達）に定める方法により、この要綱に基づいてなされた手続きとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年10月5日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 15 年 10 月 13 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 10 月 18 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 10 月 11 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 5 月 7 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 2 月 25 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 10 月 13 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 5 月 20 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)
ア この要綱は、令和元年 10 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）および団体営かんがい排水事業（地域水利施設保全型）のうち令和元年10月10日までの採択地区の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

（団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に関する特例）

イ 当分の間、別表1に掲げる団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に対しては、次の表により、小規模土地改良事業補助金を交付するものとする。

事業名	事業主体	採 択 基 準	補 助 率
基幹水利施設保全事業	市町 土地改良区	別表1に掲げる団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に準じる	当該事業費の11%以内

ウ 団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に関してこの要綱に基づく手続きを行う場合で、当該手続きに係る様式に団体営かんがい排水事業補助金および小規模土地改良事業補助金の額の内訳を記載されたときは、当該事業に関する手続きおよび当該事業に対して交付するイの小規模土地改良事業補助金に関する手続きについてそれぞれされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

ただし、棚田地域振興緊急対策交付金は令和元年度および令和2年度分の補助金に適用するものとし、事務手続きに係る様式は棚田地域緊急対策交付金実施要領、棚田地域振興緊急対策交付金交付要綱の様式に準じるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表1

土地改良事業等の名称、事業主体等、採択基準および補助率

事業名	事業主体	採 択 基 準	補 助 率	摘 要
ため池等整備事業	市町 土地改良区 農業協同組合	<p>(1) ため池等整備工事</p> <p>ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止およびこれらの付帯施設の整備。</p> <p>ただし、受益面積が5ha未満で事業費が800万円以上のもの。</p> <p>イ) 中山間地域において、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの付帯施設の整備。</p> <p>ただし、事業費が800万円以上のもの。</p> <p>(2) 用排水施設整備工事</p> <p>ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの付帯施設の整備。</p> <p>ただし、受益面積が5ha以上で事業費が800万円以上のもの。</p> <p>イ) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。</p> <p>ただし、受益面積が5ha以上で事業費が800万円以上のもの。</p> <p>ウ) 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留め石垣、擁壁、土砂だめ堰堤、水路等の新設又は変更。</p> <p>ただし、事業費が800万円以上のもの。</p>	<p>(1) 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付24農振第2114号）に基づき実施されるものにあつては当該事業費の68%以内（ただし「中山間地域」にあつては73%以内）なお、中山間地域の定義は農村地域防災減災事業実施要領第2の1に定めるところによる。</p> <p>(2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）に基づき実施されるものにあつては当該事業費の68%以内（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域または急傾斜地帯において行うものにあつては当該事業費の73%以内）</p>	

		<p>(3) ため池等農地災害危機管理対策事業 災害発生のおそれがあるため池、農業用排水施設、農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地（以下「農業施設等」という。）について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域についての一体的な防災・減災を目的として、市町村等が定める危機管理対策計画（以下「農地災害危機管理対策計画」という。）に基づき実施する事業であって、次に掲げる内容のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア) 農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 イ) 農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備 ウ) 農業用施設等に係るハザードマップ作成のための調査、試験、測量等の実施 エ) 農業施設等の防災・減災のために必要な計画及び体制の整備並びに当該計画及び体制に基づいて行う活動</p> <p>ただし、災害の発生する恐れが高く、若しくは周辺への影響が著しく大きい農業施設等又は同一市町若しくは関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計がおおむね10ha以上である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を策定していること。</p>	<p>当該事業費の70%以内</p>	
		<p>(4) 利活用保全整備工事 ア) ため池等の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更。 (1)、(2)の工事と併せ行うもの。 イ) 過疎地域、振興山村において行う地域の活性化を図る施設のための用地造成又は整備。 (1)のア、(2)ウの工事と併せ行うもの。 ウ) 地域防災の観点から緊急時における有効活用を図るためのため池の変更又は付帯する取水施設、管理施設等利活用上必要な施設等の新設若しくは変更。 (1)の工事と併せ行うもの。</p>	<p>当該事業費の60%以内</p>	

農業用河川工作物 応急対策 事業	市町 土地改良区 農業協同組 合	農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるものについて整備補強等の改善措置を講じ、洪水時による災害の未然防止を図る。 ただし、事業費が800万円以上、5,000万円未満のもの。	(1)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付24農振第2114号）に基づき実施されるものにあつては当該事業費の82%以内 （ただし「中山間地域」にあつては87%以内）なお、中山間地域の定義は農村地域防災減災事業実施要領第2の1に定めるところによる。
			(2)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）に基づき実施されるものにあつては当該事業費の82%以内（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域または急傾斜地帯において行うものにあつては当該事業費の87%以内）
農業用施設災害関連事業	市町 土地改良区 農業共同組合 共同施工	農業用施設が被災し、単に災害復旧事業により従前の効用を回復しただけでは再度災害を被る恐れがある場合、復旧事業と併せて再度災害防止に必要な事業を行うもので、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 原則として、当該関連事業における工事費が200万円以上でかつ、施工する災害復旧事業費の工事費をこえないこと。 (2) 当該施設について、他の土地改良計画がないこと。 (3) 事業効果が大であること。	(1)農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）82%以内 (2)その他（ため池、水路、道路等）70%以内 ただし、補助率の増高がある場合は、上記補助率と比較して高い方を上限とする。
災害関連農村生活環境施設復旧事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農地または農業用施設について災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被害を受けた農村生活環境施設を原形に復旧するもので、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 (1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。	当該事業費の50%以内

		<p>(2) 本事業に係る工事費が200万円以上であること。</p> <p>(3) 本事業が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>① 維持工事とみるもの。</p> <p>② あきらかに設計の不備または工事の施行の粗漏りに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>③ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害によるもの。</p> <p>④ 本事業以外の事業施行中に生じた災害に係るもの。</p>		
調査設計	滋賀県土地改良事業団体連合会	<p>次に掲げる事業の調査設計</p> <p>(1) 事業名欄のため池等整備事業の項の採択基準等に掲げるもの。</p> <p>(2) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号）第8の2の（26）に規定する事業。</p> <p>(3) 滋賀県農村総合整備事業補助金交付要綱（平成4年2月6日付滋農村第41号）の別表第1に定める事業のうち次に掲げるもの。</p> <p>農村総合整備事業の農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業にかかるもの。</p> <p>(4) 非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年10月8日付33農地第3814号農林事務次官依命通達）の第2の1に定める事業のうち次に掲げるもの。</p> <p>ア (2) のイのは場整備事業および (2) のウの事業であって、受益面積が1団地おおむね50ヘクタール以上のもの。</p> <p>イ (2) のイの暗渠排水事業であって、受益面積が1団地おおむね20ヘクタール以上の完全暗渠</p> <p>ウ (2) のアの農道整備事業であって、急傾斜地帯にあつては、おおむね500メートル以上のもの。</p> <p>急傾斜地帯以外の地帯にあつては、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおむね1,000メートル以上のもの。</p>	当該事業費の60%以内	
国営造成施設管理体制整備促進事業	土地改良区	<p>《操作体制整備型》</p> <p>国営土地改良事業完了2年前において、特に大規模で操作が複雑かつ高度である国営造成施設について予定管理者である土地改良区が操作技術の習熟と操作体制の整備を図るもの。</p>	当該事業費の80%以内、ただし国営土地改良事業完了後に係るものにあつては72.5%以内	

	市町	<p>《管理体制整備型》</p> <p>国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るもの。</p> <p>(1) 計画推進事業（推進活動）</p> <p>協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成を図るもの。</p> <p>(2) 支援事業</p> <p>多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理及び施設の予防的な保全対策の実践並びに地域防災体制の整備に対する支援を行うもの。</p> <p>事業実施期間は平成30年度から令和4年度までの5年間とする。</p> <p>以上の事業について、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第2による事業を実施するもの。</p>	当該事業費の75%以内
水利施設管理強化事業	市町 土地改良区	水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付2農振第3534号）に定める事業であること。	<p>(1) 第2の1に定める事業にあつては当該事業費の75%以内</p> <p>(2) 第2の2に定める事業にあつては定額補助</p>
地域用水機能増進事業	市町 土地改良区	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号。以下「実施要綱」という。）および同要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号。以下「実施要領」という。）に規定される事業で、実施要綱第2の4および実施要領別紙4（実施計画策定事業に係る運用）の別表の事業種類の欄の(2)に定める事業内容であること。</p> <p>ただし、平成30年度までに採択を受け、着手している地区に限る。</p>	当該事業費の75%以内
団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）	市町 当該施設を管理する者	<p>次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号。以下「農山漁村実施要綱」という。）および同要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号。以下「農山漁村実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 農山漁村実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)、農山漁村実施要領別紙2の第2の1、および運用1の第1の6の(3)に定める事業であること。</p> <p>(2) 農山漁村実施要領別紙2の運用1の第3の6の(5)に定める内容であること。</p>	当該事業費の64%以内

<p>団体営かんがい排水事業（地域水利施設保全型）</p>	<p>市町 当該施設を管理する者</p>	<p>次に掲げる1または2の要件を満たすものとする。</p> <p>1. 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号。以下「農山漁村実施要綱」という。）および同要領（平成22年4月1日付21農振第2454号。以下「農山漁村実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 農山漁村実施要綱第2の1の(2)の①のアの(イ)、農山漁村実施要領別紙2の第2の1、および運用1の第1の7の(1)(2)に定める事業であること。 (2) 農山漁村実施要領別紙2の運用1の第3の7の(1)(2)(3)(4)に定める内容であること。</p> <p>2. 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付29農振第2308号。以下「突発事故実施要綱」という。）および同要領（平成30年3月30日付29農振第2309号。以下「突発事故実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 突発事故実施要綱第4に定める事業内容であること。 (2) 末端水利施設を対象とするものであること。</p>	<p>(1) 採択基準の1に規定されるものにあつては、当該事業費の64%以内</p> <p>(2) 採択基準の1に規定されるものにあつては、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）に基づき実施されるものにあつては当該事業費の64%以内（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域または急傾斜地帯において行うものにあつては当該事業費の69%以内）</p> <p>(3) 採択基準の2に規定されるものにあつては、当該事業費の71%以内（ただし、中山間地域にあつては当該事業費の76%以内）なお、中山間地域の定義は突発事故実施要領第4の2に定めるところによる。</p>
<p>土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p>	<p>市町 土地改良区</p>	<p>土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施（補助）要綱（平成22年4月1日付21農振第2326号）第2および土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要領（平成22年4月1日付21農振第2327号）に定める事業内容であること。</p>	<p>当該事業費の75%以内</p>
<p>農用地等集団化事業</p>	<p>市町 土地改良区 滋賀県土地改良事業団体連合会 農業協同組合 その他知事</p>	<p>次に掲げる1、2または3の要件を満たすものとする。</p> <p>1. 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付29農振第2604号）および同要領（平成30年3月30日付29農振第2605号。以下「競争力実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。</p>	<p>(1) 採択基準の1または3の事業にあつては当該事業費の80%以内 （ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域</p>

	<p>が適当と認める者</p>	<p>(1) 競争力実施要領第2の2および競争力実施要領別紙2の第2の2に定める事業内容であること。 (2) 競争力 実施要領別紙2の第3の2に定める地区を対象とし、競争力実施要領別紙2の第5の2に定める時期に実施するものであること。</p> <p>2. 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付29農振第2689号）および同要領（平成30年3月30日付29農振第2690号。以下「機構関連実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たすものとする。 (1) 機構関連実施要領第2の2および機構関連実施要領別紙2の第2の2に定める事業内容であること。 (2) 機構関連実施要領別紙2の第3の2に定める地区を対象とし、機構関連実施要領別紙2の第5の2に定める時期に実施するものであること。</p> <p>3. 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号。以下「交付金実施要綱」という。）および同要領（平成22年4月1日付21農振第2454号。以下「交付金実施要領」という。）に規定される、次の要件のいずれかを満たしているものとする。 (1) 交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ア)および交付金実施要領別紙1－1運用3の第7に定める事業であること。 (2) 交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアの(エ)および交付金実施要領別紙4－1運用1の第1の4にある「経営体育成促進換地等調整」事業であること。</p>	<p>または急傾斜地帯において行うものにあつては当該事業費の85%以内)</p> <p>(2) 採択基準の2の事業にあつては当該事業費の92.5%以内</p>
<p>農業水利施設保全合理化事業</p>	<p>市町 土地改良区 その他知事が適当と認める者</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号。以下「実施要綱」という。）および同要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号以下「実施要領」という。）に規定される次の要件を満たすこと。 実施要領第2の3および別紙3の別表に定める事業内容であること。</p>	<p>(1) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）に基づき実施されるものにあつては定額補助</p> <p>(2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）に基づき実施されるものにあつては定額補助（ただし、補助の上限は1,000万円とする。）</p>

土地改良施設資産評価データ整備事業	土地改良区 滋賀県土地改良事業団体連合会	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号。以下「実施要綱」という。）および同要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号以下「実施要領」という。）に規定される次の要件を満たすこと。 実施要領第2の3および別紙3の別表の事業種類の欄の(5)に定める事業内容であること。	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）に基づき実施されるものにあつては定額補助
農業水路等長寿命化事業	市町 土地改良区 その他知事が適当と認める者	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号。以下「実施要綱」という。）および同要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号以下「実施要領」という。）に規定される次の要件を満たすこと。 実施要領第2の1および別紙1の第2の11に定める事業内容であり、次の要件を満たすこと。 (1) 1地区あたりの事業費の合計が200万円以上となること。 (2) 1地区あたりの受益者数が、農業者2者以上であること。 (3) 1地区あたりの受益面積が、5ha以上であること。 (4) 水利施設整備計画を作成していること。	(1) 当該事業費の64%以内（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域または急傾斜地帯において行うものにあつては当該事業費の69%以内） (2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）に基づき実施されるものについても同様の取り扱いとする
団体営農道整備事業	市町	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号。以下「実施要綱」という。）および同要領（平成22年4月1日付21農振第2454号。以下「実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。 (1) 実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ア)および実施要領別紙1-1運用1の第2の3の(1)のイまたは(2)のエに定める事業であること。 (2) 実施要領別紙1-1運用1の第4の3の(1)のイまたは(2)のエ、実施要領別紙1-2の第2の3に定める内容であること。	当該事業費の65%以内、ただし、点検診断については75%以内
		農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付2農振第2736号。以下「実施要綱」という。）および同要領（令和3年4月1日付2農振第2737号。以下「実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。 実施要綱第2の6および実施要領別紙6の第1の2に定める事業内容であり、第3の2に定める採択要件を満たしていること。	当該事業費の定額補助

団体営農地防災事業(調査計画・体制整備事業)	市町 土地改良区 その他知事が 適当と認める者	<p>農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付24農振第2114号。以下「実施要綱」という。)第3の1、2、3かつ同要領(平成25年2月26日付24農振第2114号)第3の1、2(2)(要領別紙3第2の3)、2(3)(要領別紙4第2の5)、2(7)(要領別紙第8第2の4)、2(14)(要領別紙17第2の3、4、5)、3(1)(要領別紙14第2の4)および3(2)を除く)に定める事業内容であること。</p>	<p>実施要綱に基づき実施されるものにあつては定額補助(ただし、「ため池防災対策情報整備」および「実施計画策定(同要領第3の2(14)(要領別紙17第2の3を除く。))」は、二次災害が予想される地区におけるものであつて、令和7年度までの採択に限る。)</p>
		<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号。以下「実施要綱」という。)第2の2、3かつ同要領(平成30年3月30日付29農振第2712号)第2の2(同要領別表2(1)(ア〜ケ)を除く))、3に定める事業内容であること。</p>	<p>実施要綱に基づき実施されるものにあつては定額補助(ただし、緊急的な防災対策およびハザードマップ作成は、令和12年度まで定額。また、「調査計画事業」のうち、農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施する「実施計画策定」および「耐震性点検・調査」(ため池を除く)にあつては、1,000万円を補助の上限とする。なお、「耐震性点検・調査」(ため池)にあつては、3,000万円を上限とする。また、ため池緊急防災体制整備促進事業のうち、地域防災上のリスク除去にあつては、1箇所あたり堤高5m未満で1,000万円、堤高5m以上10m未満で2,000万円、堤高10m以上で3,000万円を補助の上限とする。ただし、地方農政</p>

			局等を確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、堤高5m未満で3,000万円、堤高5m以上10m未満で4,000万円、堤高10m以上で6,000万円とする。)
安全対策 施設事業	市町 土地改良区 その他知事が 適当と認める者	農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付24農振第2114号。以下「実施要綱」という。）第3の2かつ同要領（平成25年2月26日付24農振第2114号）第3の2(13)、2(14)（要領別紙17第2の6）に定める事業内容であること。	当該事業費の71%以内（中山間地域にあつては76%以内。ただし、同要領第3の2(14)で実施するもので、大規模なもの及び緊急性が高いものについては、76%）
農業基盤 整備促進 事業	市町 土地改良区 農業協同 組合その 他の農業 者等の組 織する団 体	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号。以下「実施要綱」という。）および同要領（平成22年4月1日付21農振第2454号。以下「実施要領」という。）に規定される、次の要件を満たしているものとする。 (1) 実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ア)および実施要領別紙1-1運用2の第1に定める事業内容であること。	(1) 実施要領別紙1-1運用2の別表1の定率助成の事業にあつては当該事業費の64%以内（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域または急傾斜畑地帯において行うものにあつては当該事業費の69%以内)
			(2) 実施要領別紙1-1運用2の別表1の定額助成の事業にあつては定額（別表2）

農地耕作条件改善事業	市町 土地改良区 農業協同組合 その他の農業者等の組織する団体であつて、農村振興局長が別に定めるもの 農地所有適格法人その他の団体であつて、農村振興局長が別に定めるもの	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付26農振第2069号。以下「実施要綱」という。）第2に定める事業内容であること。	(1) 実施要綱の別表の定率助成の事業にあつては当該事業費の64%以内 （農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付27農振第2324号）の別表3に示す地域において行うものにあつては当該事業費の69%以内） (2) 実施要綱の別表の定額助成の事業にあつては定額	
棚田地域振興緊急対策交付金	市町 農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会	棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱（令和2年1月30日付け元農振第2710号。以下「実施要綱」という。）第2および棚田地域振興緊急対策交付金実施要領（令和2年1月30日付け元農振第2711号。以下「実施要領」という。）第2に定める事業内容であること。	(1) 実施要領第2の1（別記1）の調査・体制づくりに対する事業にあつては定額補助（1地区当たり250万円以内） (2) 実施要領第2の1（別記1）の周辺環境整備に対する事業にあつては定額（55%相当）補助（1地区当たり200万円以内又は10アール当たり5万円のうちいずれか小さい方）	
小規模土地改良事業	〔付表〕別表2による			

[付 表]

別表1 団体営土地改良事業の表中、地域、地帯等の定義は、次のとおりとする。

名 称	説 明
振 興 山 村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。
過 疎 地 域	過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第2条の過疎地域をいう。
特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯をいう。
急傾斜地帯	受益地内の平均傾斜度が、15度以上の地域をいう。
野菜指定産地	野菜生産出荷法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地をいう。
果樹濃密生産団地	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するため計画が樹立された地域をいう。
地域野菜生産団地	農業団地育成基本法（昭和47年5月29日付47企第187号農林事務次官依命通達）第3の2の（2）に基づき実施される高能率生産団地育成事業のうち地域野菜生産団地育成事業にかかる地域をいう。
地場野菜生産団地	農業団地育成基本法（昭和47年5月29日付47企第187号農林事務次官依命通達）第3の2の（2）に基づき実施される高能率生産団地育成事業のうち新地域農業生産総合振興対策事業の野菜集産団地育成事業の地場野菜生産団地育成型の区域をいう。
都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定に基づき指定された都市計画区域をいう。
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域をいう。
排水不良地域	受益地内の農地面積に占める排水不良農地（通常の水管理において地表面から地下水面までの距離が夏期において、おおむね50センチメートル未満の農地）の面積の割合が、おおむね5割の地域をいう。
特別排水不良地域	受益地内の農地面積に占める排水不良地（通常の水管理において地表面から地下水面までの距離が夏期において、おおむね50センチメートル未満の農地）の面積の割合が、おおむね10割の地域をいう。
水田転換面積	水田についての地目交換面積および転作にかかる水田面積の合計をいう。
農 工 法	農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）をいう。
水 源 地 域	水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項に基づき指定された水源地域をいう。
急傾斜畑地帯	受益地内の平均傾斜度が、15度以上の地域をいう。（水田地帯は除く）
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。
棚田地域	棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第2条第2項の規定に該当する地域をいう。

[付 表]

別表2 小規模土地改良事業

事業名	事業主体	採 択 基 準	補 助 率	摘要
かんがい排水事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農業用排水施設の新設、廃止または変更であって受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって、受益戸数2戸以上のもの。	当該事業費の30%以内	
ほ場整備事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農用地の区画整理であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの。	当該事業費の30%以内	
暗渠排水事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農用地の暗渠排水であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、(ただし連担するほ場の暗渠排水は1ヘクタール以上)20ヘクタール未満であって受益戸数2以上のもの。	当該事業費の20%以内	
客土事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農用地の客土であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの。	当該事業費の20%以内	
農道整備事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	(1) 農道の新設または改良であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上、延長200メートル以上であり、かつ有効幅員が2メートル以上あるもの。 (2) 農道橋の新設または改良であって、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ有効幅員が2メートル以上あるもの。	当該事業費の30%以内	
水田反復利用施設事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	一般的な農村環境保全対策として推進する以下の(1)または(2)に該当する事業 (1) 農業用排水施設の新設、更新または改良であって、1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上であり、かつ、集水面積内に3ヘクタール以上の農用地(区画整理が施行済みかもしくは施行中で用排水が分離された水田)を有する排水路反復利用施設整備 (2) 1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上で次に掲げるもの。 ア. 自動給水栓設置(半自動含む) イ. 農業排水流出抑制施設設置 ウ. 各筆反復利用施設整備 エ. 田面地均整備 オ. 魚類遡上施設整備 (3) 農業排水循環利用促進事業の実施に必要な導水施設および観測機器の補修または更新	当該事業費の50%以内	
ため池等整備事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	(1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早期に整備を要する農業用のため池頭首工・樋門等の改修ならびに、これらの付帯施設および洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設または改修であって、事業費が8百万円未満のもの。	当該事業費の50%以内	

		(2) ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事であって、貯水量がおおむね30万m ³ 以下で、かつ貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上または敷地内の土地造成により、当該土地が公共の用に供され、かつその面積が1,000m ² 未満であって、事業費が1千万円未満のもの。 。 但し、貯水量がおおむね10万m ³ 以上で堤高がおおむね10m以上かつ堆砂量がおおむね3万m ³ 以上のものを除く。	当該事業費の1/3以内	
土地改良施設整備補修事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	(1) 土地改良施設の機能維持を図るため行う、かんがい排水施設および農地保全施設の補修、強化または改修 (2) 農道の路面の改良、補修（延長が200メートル以上全幅員2メートル以上）。 (3) 緊急を要する用水管路等の補修	当該事業費の30%以内	
県有施設整備補修事業	市町 土地改良区	県営(国営代行を含む。)で造成された土地改良財産の譲受のために行う土地改良施設の補修または改修で、下記要件を全て満たすもの (1) 本事業完了後に当該財産の譲受の見込みがあること (2) 平成29年度以前に事業完了している地区であること (3) 「過年度造成土地改良財産 譲与保留台帳」に記載され、その原因が「施設の老朽、不備等により、譲受を拒否されているもの」として承認された施設	当該事業費の50%以内	
農村道路舗装事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農業用道路または農業集落内生活関連農道の舗装であって、全幅員2メートル以上で、かつ、延長が200メートル以上のもの。	当該事業費の20%以内	
農村集落用排水施設新設改良事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	農業集落内の農業用排水路およびこれに付帯する施設(集落周辺農用地の用排水施設として利用されているものであって、用排水計画に必要なもの)の変更または新設であって1団地の面積がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満(ただし特別な場合を除く)であって受益戸数2戸以上のもの。	当該事業費の20%以内	
地すべり防止対策事業	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行	地すべり防止地域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第1条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域)内において地すべり防止のために行う承水路、排水路、護岸、擁壁および杭打ち等の新設または改修。	当該事業費の50%以内	
土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業	市町 土地改良区	滋賀県内の県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用・保管されている次に掲げる低濃度PCB廃棄物を処理するもの。 (1) 低濃度PCBの含有が確認された絶縁油 (2) 低濃度PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器 (3) 低濃度PCB絶縁油が付着し、また封印されたドラム缶、ウエス等 事業実施期間は、平成27年度から令和8年度までの12年間とする。	当該事業費の50%以内	

別表2 (第5条関係)

経費の配分の重要な変更

	事業名	事業項	摘要
団体営土地改良事業	ため池等整備事業 農業用河川工作物応急対策事業 農業用施設災害関連事業 災害関連農村生活環境施設復旧事業 調査設計 国営造成施設管理体制整備促進事業 団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型） 団体営かんがい排水事業（地域水利施設保全型） 土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業 農用地等集団化事業 農業水利施設保全合理化事業 農業水路等長寿命化事業 団体営農道整備事業 団体営農地防災事業 団体営中山間地域総合整備事業	地区ごとに、次に掲げる変更 (1) 事業主体の変更 (2) 地区相互間の補助金の額の変更 (3) 地区ごとに次に掲げる変更 ア 事業内容の変更 （ア）工事別事業量の30%を超える増減 （イ）工種の新設、変更又は廃止	
	地域用水機能増進事業	地区ごとに、次に掲げる変更 (1) 経費の配分の変更 ア 対象事業地区間の補助金の額の変更 イ 事業費のうち地域用水機能増進事業実施要綱第3の1の(4)以外の経費から同要綱第3の1の(4)への経費の額の流用 (2) 事業内容の変更 ア 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更または廃止	
	農業基盤整備促進事業	地区ごとに、次に掲げる変更 (1) 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付21農振第2567号）第9に掲げる変更	
	農地耕作条件改善事業	地区ごとに、次に掲げる変更 (1) 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付27農振第2324号）第11に掲げる変更	
	棚田地域振興緊急対策交付金	事業実施主体の名称の変更	
小規模土地改良事業	かんがい排水事業 ほ場整備事業 暗渠排水事業 客土事業 農道整備事業 水田反復利用施設事業 ため池等整備事業 土地改良施設整備補修事業 県有施設整備補修事業 農村道路舗装事業 農村集落用排水施設新設改良事業 地すべり防止対策事業 土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業	地区ごとに次に掲げる変更 (1) 工種の新設、変更または廃止 (2) 工種別のそれぞれの工事費について20%を超える額の増減 (3) 施行箇所または工法の変更 (4) 工種別の事業量の20%を超える増減	

別表4 (第14条関係)

番 号	名 称	提 出 部 数			摘 要	
		振興事 務所へ	本庁へ	計		
団 体 営 事 業	様式第1号	補助金交付申請書	1		1	
	様式第2号	経費の配分及び事業計画の概要	1 (1)	(1)	1 (2)	()内は国用で 外数
	様式第3号	事業収支算書	1		1	
	様式第4号	計画書及び実施計画書 変更設計書、出来高設計書	1		1	
	様式第5号	変更承認申請書	1		1	
	様式第6号	遂行状況報告書	1	1	2	
	様式第7号	事業等遂行状況	1	1	2	
	様式第8号	実績報告書	1		1	
	様式第2号 実績報告用	補助事業の成果 経費の配分及び事業計画の概要	1 (1)	(1)	1 (2)	()内は国用で 外数
	様式第10号	補助事業の成果	1 (1)	(2)	1 (3)	()は請負およ び竣工検査調書 、財産管理台帳 のみで局用で外 数
	様式第11号	収支精算書	1		1	
	様式第12号	消費税等仕入れ控除税額報告書	1	1	2	
	様式第13号	補助金概算払請求書	1		1	
	様式第14号	事前着手承認申請書	1		1	
小 規 模 土 地 改 良 事 業	様式第1号	補助金交付申請書	1		1	
	様式第2号	経費の配分及び事業計画の概要	1		1	
	様式第3号	事業収支予算書	1		1	
	様式第4号	計画書および実施計画書 変更設計書、出来高設計書	1		1	
	様式第5号	変更承認申請書	1		1	
	様式第6号	遂行状況報告書	1		1	
	様式第7号	事業等遂行状況	1		1	
	様式第8号	実績報告書	1		1	
	様式第2号 実績報告用	補助事業の成果 経費の配分及び事業計画の概要	1		1	
	様式第10号	補助事業の成果	1		1	
	様式第11号	収支精算書	1		1	
	様式第12号	仕入れに係る消費税相当額報告書	1		1	
	様式第13号	補助金概算払請求書	1		1	

様式第1号（第4条関係）

年度

事業補助金交付申請書

番
年 月 日
号

（あて先）
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年度において、事業（ 地区）について、補助金 円を
交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則
第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを
行いません。

関係書類

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 役員名簿（法人または団体の場合）
- (4) 実施設計書（別記様式第4号）

（注）自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名
を記載すること。

様式第2号（団体営事業の場合は、国の要綱要領に規定する様式による）

小規模土地改良事業の場合

経費の配分及び事業計画の概要

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県補助金	県補助率	県補助金以外の財源			事業量		事業費
											市町費	土地改良区費	農家負担			
				円		円		円		%	円	円	円		円	受益面積 ha 施行年度 年度 工期 年月 ～ 年月 予定管理者
	計															

記載要領（団体営事業の場合は、国の記載要領に準じる）

小規模土地改良事業の場合

1. 地区名の下に（ ）書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
2. 費目の欄には、純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、換地費を記載すること。
3. 工種の欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用排水路、橋梁、暗渠排水、舗装等を記載すること。
4. 事業量及び事業費の欄には、当該年度において実施する事業量及び事業費を記載すること。
5. 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき市町、改良区、農家の負担額を記載すること。
6. 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の工事の着工及び完了の予定年月ならびに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同相当額がない場合には、「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第3号（第4条関係）

年度

事業収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
計	円	

この予算は、 年 月 日招集の 議会（総代会）において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年 月 日

事業主体名
 代表者名
 発行責任者・担当者
 氏名
 連絡先

（注）自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第4号(第4条、第9条関係)

◎団体営土地改良事業実施設計書

- 第1 事業の概要
- 第2 事業所職員調書
- 第3 事業の年度別実施計画
- 第4 本年度事業実施計画
 - 1 本年度事業の概要
 - 2 水理計算および構造計算
 - 3 仕様書
 - 4 内訳明細書
 - 5 単価表
- 第5 設計図
 - 1 計画一般平面図
 - 2 平面図、縦断面図、横断面図、構造図

(注) 様式その他細部に関して、別途通知した様式による。

◎防災事業実施設計書

- 第1 事業概要
- 第2 事業量および事業年度別
- 第3 効果表
- 第4 本年度分事業
 - 1 計画概要
 - 2 構造計算および水理計算調書
 - 3 施行計画
 - (1) 施行方法、(2) 工程表、(3) 機械器具配備状況およびその能力
 - 4 事業予算および事業量
 - 5 明細書
 - 6 工事仕様書
 - 7 事業費負担区分
 - 8 添付図面

◎災害関連農村生活環境施設復旧事業

- 1 計画概要表
- 2 工事(応急工事)費明細書
- 3 設計図
- 4 被災写真

◎農業基盤整備促進事業実施設計書

○農業基盤整備計画

1. 定率助成の事業

第1 本年度事業実施計画

- 1 本年度事業の概要
- 2 水理計算および構造計算
- 3 仕様書
- 4 内訳明細書
- 5 単価表

第2 設計図

- 1 計画一般平面図
- 2 平面図、縦断面図、横断面図、構造図

(注) 様式その他細部に関して、別途通知した様式による。

2. 定額助成の事業

第1 本年度事業実施計画

- 1 本年度事業の概要
- 2 設計図および内訳明細書
 - ①平面図、②標準断面図、③補助金算定の一覧表

ただし、「暗渠排水」を実施する場合は、平面図に吸水渠の間隔、ほ場の面積を示すこと。

(注) 様式その他細部に関して、別途通知した様式による。

◎農地耕作条件改善事業実施設計書

○農地耕作条件改善計画

1. 定率助成の事業

第1 本年度事業実施計画

- 1 本年度事業の概要
- 2 水理計算および構造計算
- 3 仕様書
- 4 内訳明細書
- 5 単価表

第2 設計図

- 1 計画一般平面図
- 2 平面図、縦断面図、横断面図、構造図
(注) 様式その他細部に関して、別途通知した様式による。

2. 定額助成の事業

第1 本年度事業実施計画

- 1 本年度事業の概要
- 2 設計図および内訳明細書
①平面図、②標準断面図、③補助金算定の一覧表

ただし、「暗渠排水」を実施する場合は、平面図に吸水渠の間隔、ほ場の面積を示すこと。

(注) 様式その他細部に関して、別途通知した様式による。

◎小規模土地改良事業実施設計書

(1) かんがい排水事業

概 要

- (1) 計画地域
- (2) 計画面積
- (3) 事業の目的
- (4) 工事内容
- (5) 工事費
- (6) 予定工事期間
- (7) 効 用
- (8) 位置明示図

第1章 地域およびその地積

第2章 現 況

第1節 地 形

第2節 水利状況

第3節 排水計画

第3章 一般計画

第1節 事業の目的

第2節 用水計画

第3節 排水計画

第4章 主要工事計画

第1節 水源施設

第2節 用水路

第3節 排水施設

第4節 排水路

第5節 附帯工事

第5章 工事の着工および完了

第6章 事業費の内訳

第7章 効 用

第8章 他事業との関連

第9章 工事費明細書および計画添付図

(2) ほ場整備事業

概 要(かんがい排水事業に同じ)

第1章 地域およびその地積

第2章 現況 (かんがい排水事業に同じ)

第3章 一般計画

第1節 事業の目的

第2節 区域の構成

第3節 用水計画

第4節 排水計画

第4章 主要工事計画

- 第1節 水源施設
- 第2節 用水路
- 第3節 排水施設
- 第4節 排水路
- 第5節 道路計画
- 第6節 開墾および地目変更等の計画
- 第7節 附帯工事
- 第5章 事業施工後における土地改良事業主体の筆数、および地積の地目別合計
- 第6章 工事の着工および完了
- 第7章 事業費の内訳
- 第8章 効用
- 第9章 他事業との関連
- 第10章 工事費明細書および計画添付図

(3) 暗渠排水事業

- 概 要 (かんがい排水事業に同じ)
- 第1章 地域およびその地積
- 第2章 現況 (かんがい排水事業に同じ)
- 第3章 一般計画 (かんがい排水事業に同じ)
- 第4章 主要工事計画
 - 第1節 吸水渠の布設
 - 第2節 暗渠の勾配と大きさおよび水甲
 - 第3節 排水口および排水本川
 - 第4節 用水計画
 - 第5節 附帯工事
- 第5章 工事の着工および完了
(以下かんがい排水事業に同じ)

(4) 客土事業

- 概 要 (かんがい排水事業に同じ)
- 第1章 地域およびその地積
- 第2章 現 況 (かんがい排水事業に同じ)
- 第3章 一般計画 (かんがい排水事業に同じ)
- 第4章 主要工事計画
 - 第1節 客土量
 - 第2節 土取場
 - 第3節 客土地および運搬状況等の一筆調書
- 第5章 工事の着工および完了
(以下かんがい排水事業に同じ)

(5) 農道事業

- 概 要 (かんがい排水事業に同じ)
- 第1章 地域およびその地積
- 第2章 現 況 (かんがい排水事業に同じ)
- 第3章 一般計画 (かんがい排水事業に同じ)
- 第4章 主要工事計画
 - 第1節 盛土および切取工事
 - 第2節 構造物
 - 第3節 施行方法の概要
- 第5章 工事の着工および完了

(7) ため池等整備事業

- 概 要
 - (1) 計画地域
 - (2) 計画面積
 - (3) 事業の目的
 - (4) 工事内容
 - (5) 工事費
 - (6) 予定工事期間
 - (7) 想定被害
 - (8) 位置明示図

- 第1章 地域およびその地積
- 第2章 現況
 - 第1節 地形
 - 第2節 水利状況
 - 第3節 施設の状況
 - 第4節 被害状況
- 第3章 一般計画
 - 第1節 事業の目的
 - 第2節 改修計画
- 第4章 主要工事計画
 - 第1節 堤体
 - 第2節 取水施設
 - 第3節 附帯工事
- 第5章 工事の着工および完了
- 第6章 事業費の内訳
- 第7章 効用
 - 第1節 用水不足解消による減産防止効果
 - 第2節 決壊被害防止効果
- 第8章 他事業との関連
- 第9章 工事費明細書および計画添付図

- (6) 水田反復利用施設事業
 - (8) 土地改良施設整備補修事業
 - (9) 県有施設整備補修事業
 - (10) 農村道路舗装事業
 - (11) 農村集落用排水施設新設改良事業
 - (12) 地すべり防止対策事業
 - (13) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業
- 以上については、上記各事業に準ずる。

様式第5号（第5条関係）

年度

事業変更承認申請書

番
年 月 日
号

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった 事業
(地区)の実施について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分及び事業計画
の概要を変更し、〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、滋賀県土地
改良事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名
を記載すること。

年度

事業遂行状況報告書

番
年 月 日
号

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった 事業について、
12月末日現在の事業遂行状況を滋賀県補助金等交付規則第10条の規定により報告します

記

- 1 事業施行場所および地区名
- 2 事業遂行状況 (別記様式第7号のとおり)

(注) 自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

事業等遂行状況

事業名
地区名

年 月 日現在

1. 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	摘要
	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	摘要
	円	円	円	
計				

2. 事業の状況

費 目	工 種	本年度実施計画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		
			円		円	%	

年度

事業実績報告書

番
年 月 日
号

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった 事業（ 地
区）について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告
します。

記

- 1 補助事業の成果・経費の配分及び事業計画の概要（別記様式第2号に準ずる）
- 2 補助事業の成果（別記様式第10号）
- 3 収支精算書（別記様式第11号）
- 4 事業完了写真
- 5 出来高設計書（別記様式第4号に準ずる）

(注) 自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名
を記載すること。

補 助 事 業 の 成 果

1 工事出来高調書

地区名	工 種	本年度実施計画高				同左出来高				摘要
		事業量	事 業 費			事業量	事 業 費			
			直営	請負	計		直営	請負	計	
			円	円	円		円	円	円	
計										

2 (1) 請負および竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構 造 または 工 法	事業量	設計金額	請負金額	請負人 氏 名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約 方式	備 考
									検 査 年月日	検 査 責 任 者 職 氏 名		
					円	円						
計												

- (注) 1. 請負契約書に基づき、一契約ごとに記載すること。
 2. 請負契約に変更があったときは、設計金額欄および請負契約欄に当該年度の最後の設計金額およびこれに対する請負金額を（ ）書きで上段に記載すること。
 3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
 4. 構造または工法の欄には、コンクリートダム、ロックフィルダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等を記載すること。
 5. 地区名の下に（ ）書きで事業主体名を記載すること。

(2) 直営調書

科 目	金 額	摘 要
材料（資材）購入費	円	
用地買収費および補償費		
機械器具費		
換地費		
その他		
計		

ア 材料（資材）購入費調書

品 目	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

イ 用地買収費及び補償調書

区 分	地目および補償物件 (または権利)	数 量	金 額	摘 要
			円	
計				

(注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

ウ 機械器具費調書

品 名	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

(注) 摘要欄に型式、取得年月日、耐用年数、期間または時間等を記入すること。

エ その他

品 名	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

オ 財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産）

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収または取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限年月日	処分の種類	処分年月日	補助金返還額	
						円	円						円	年度分 国費 % 県費 %

- 注) 1. 数年にわたって施工する施設についても、当該年度で記載すること。備考欄に施工年度を記載すること。
 2. 備考欄に当該事業に係る補助率を記載すること。
 3. 取得金額欄は、請負比率で記入すること。（工区ごとに直工/直工合計×請負額とし、財産台帳記載対象外は除き千円単位で記入すること。）

事業収支精算書

1. 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増△減	備 考
計				

2. 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増△減	備 考
計				

年度仕入れに係る消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 事業 (地区) の補助金について、滋賀県土地改良事業補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 滋賀県補助金等交付規則第 13 号の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入れ控除税額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

- (注) 1 参考となる資料を添付すること
2 自治体にあっては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

年度

事業補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知のあった 事業について、滋
賀県土地改良事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|---------------|-------------|
| 1 | 事業施行の場所および地区名 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 事業費 円 |
| | | 補助金 円 |
| 3 | 今回概算請求額 | 円 |
| 4 | 前回までの受領額 | 円 |
| 5 | 差引残高 | 円 |
| 6 | 事業遂行状況 | (別記様式第 7 号) |
| 7 | 請求の理由 | |

(注) 自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

年度

事業事前着手承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年度 事業について、下記条件を了承のうえ、
補助金交付決定前着手したいので、事前着手の承認を願いたく申請します。

記

- ア 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- イ 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと
- ウ 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと

- 1 地区名
- 2 施行場所
- 3 概算事業内容（事業量）
- 4 概算事業費
- 5 事前着手を必要とする理由
- 6 その他（団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）については、既存施設の造成事業名・地区名・造成年度を記載すること。）

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。